

第6章 FTA と経済安全保障

浦田 秀次郎

1. はじめに

近年の通商政策に関して注目される動きとして地域貿易協定(RTA)の急増が挙げられる。1948年から90年までに関税と貿易に関する一般協定(GATT)に通報されたRTAの累積数は28であったが、その後急増し、95年にGATTの後継機関として設立された世界貿易機関(WTO)に通報されたRTAの累積数(GATTの下でのRTAも含めて)は2000年には98、10年には321、21年末には572となっている(図1)。他の地域に比べると東アジアではRTAの締結は遅れたが、21世紀に入って急増している。日本では2002年に発効したシンガポールとのRTAを始めとして22年1月までに19のRTAを発効させており(表1)、日本の総貿易に占めるRTA相手国との貿易の割合は約80%となっている。

RTAは特定の国との間で関税撤廃などの優遇措置を適用する通商政策であり、経済成長の実現が主たる目的であるが、経済成長の実現が国際政治・国際関係において影響力の強化につながることやRTAが差別的な取り決めであり、友好国と非友好国に対して効果的に適用できることから国際政治においても注目されている。近年、急速に台頭する中国と米国を中心とする欧州諸国や日本などの国々との間での対立が深刻化する中で、米中貿易戦争に象徴的に表れているように、経済的手段を用いて国家安全保障を実現するという経済安全保障に対する関心が高まっている。

上述したような国際経済・国際政治における動きを踏まえて、本稿ではRTAを経済安全保障の観点から検討する。分析では、国家安全保障の実現を、経済成長といった経済面と対外関係の安定といった政治面での二つの側面で捉える。以下、第2節では近年におけるRTAの特徴を簡潔にレビューし、第3節ではRTA締結の動機、第4節ではRTA締結の決定要因および効果・影響について経済学および政治学の観点から検討する。第5節では、RTA締結の決定要因および効果・影響について主要な定量分析の結果を紹介する。第6節では、前節までの分析を踏まえて、RTAと経済安全保障について考察する。第7節では、RTAを日本での経済安全保障の議論との関連で分析する。そこでは重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化や基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保などの具体的な問題を取り上げるが、国家安全保障における経済面と政治面との区別が不明瞭になる。

WTOでは地域経済統合を加盟国間の貿易に関する障壁を撤廃する自由貿易協定(FTA)と、加盟国間の貿易障壁撤廃だけでなく非加盟国からの輸入に対して共通関税を適用する関税同盟(CU)に分類し、それらを合わせて地域貿易協定(RTA)と称しているが、RTAの中ではFTAが圧倒的に多いことと、一般的にはFTAという用語が多く使われていることから、本稿では正式にはRTAと表現すべき箇所においてもFTAと表現することにする。

2. 多様化するFTA

FTAは基本的には加盟国間における財およびサービス貿易の自由化に関する取り決めである。但し、近年締結されるようになったFTAは貿易の自由化だけではなく、投資の自

由化や電子商取引などを含む包括的な取り決めになっている。FTA に含まれる貿易自由化以外の項目については、WTO-plus と WTO-extra という分類を用いることが多い。WTO-plus に分類される項目は WTO に規定されているが、WTO 規定よりも規律の高い（自由化度の高い）内容となっているものであり、WTO-extra は WTO には規定がない項目である。WTO-plus の項目としては、財およびサービス貿易、投資、知的財産権、政府調達（WTO には政府調達協定があるが、一部の加盟国のみが参加している）などがあり、WTO-extra の項目としては、電子商取引、労働、環境、国有企業、競争政策などがある。FTA の内容が多様化しており貿易だけではなく経済活動全体に関係するような内容になっていることから、FTA ではなく経済連携協定（EPA）と呼ばれることもある。

WTO-plus および WTO-extra といった FTA が形成されるようになった背景には、WTO におけるルールが近年の国際経済活動の急速な変化についていけていないことがある。例えば、直接投資、サービス貿易、電子商取引などが活発に行われるようになってきているが、それらに関するルールが存在しないか、存在したとしても規律が不十分である。そのような状況に対応するために同じような考えを共有する国々の間で FTA が締結されている。また、GATT・WTO における多角的貿易自由化交渉の行き詰まりが、FTA の増加の一つの要因であることも指摘しておきたい。図1では、GATT・WTO に通報された FTA が 90 年代以降に急増していることが示されているが、その一つの要因として 1986 年に開始された GATT の下での最後の多角的貿易自由化交渉となったウルグアイ・ラウンドが暗礁に乗り上げていたことがある。GATT の後継機関として 1995 年に発足した WTO の下でも、多角的貿易自由化交渉はなかなか開始されず、2001 年に開始されたドーハ・ラウンドが遅々として進展しない状況の中で、FTA の増加は続いた。

FTA の内容と FTA 加盟国との関係を観察すると、興味深い傾向が読み取れる。一般的には、発展途上国が加盟国となっている FTA と比べて、先進国が加盟国になっている FTA では貿易自由化度が高く、また、WTO-extra に分類される項目を含む傾向が強い。先進国が参加する FTA と発展途上国が参加する FTA の内容が異なる一つの理由は、先進国によって構成される FTA は WTO のルール（GATT24 条）として高い規律が要求されるのに対して、発展途上国によって構成される FTA は授權条項として優遇されることから、明確な規律が適用されないというものである。各国の参加する FTA の内容を比較すると興味深い違いが見えてくる。例えば、日本、米国、欧州連合（EU）などの先進諸国が加盟国となっている FTA では、競争や資本移動に関わる規律が含まれているのに対して、中国の FTA ではそれらの項目は含まれていない。

近年、注目を集めているアジア太平洋地域に位置する 11 カ国を加盟国とし、2018 年 12 月に発効した包括的・先進的環太平洋パートナーシップ（CPTPP）協定と東アジアに位置する 15 カ国を加盟国とし、2022 年 1 月に発効した地域的な包括的経済連携協定（RCEP）では、いくつかの興味深い違いが認められる。因みに、CPTPP や RCEP は主要な国々を含み多くの国々が参加していることから、メガ FTA と呼ばれることがある。財貿易の自由化度では、CPTPP では、すべての国がほぼすべての財に係る関税を撤廃する約束をしているのに対して、RCEP では、全商品の中で関税撤廃を約束している商品の割合（関税撤廃率）は 90% 程度となっている。また、項目としては、CPTPP には国有企業、労働、環境などが含まれているが、RCEP には含まれていない（表2）。これらの両メガ FTA の内容の違い

は加盟国の違いによるところが大きい。RCEPにはCPTPPに参加していない中国や経済発展の初期段階にあるカンボジア、ラオス、ミャンマーなどの国々が参加していることが、RCEPではCPTPPの要求するような包括的かつ高い規律を含めることができなかった理由であると言われている。これらのFTAの内容の違いは、次に取り上げるFTAに参加する国々にとってのFTA締結の動機の違いを反映している場合が多い。

因みに、CPTPP発効後、2021年2月にイギリス、同年9月に中国と台湾が加盟申請を行った。イギリスについては同年6月に交渉が開始されたが、中国と台湾については交渉は始まっていない。

3. FTA 締結の動機

FTA締結の動機として大きく分けて経済的動機と政治的動機がある。経済的動機としては、特定国とFTAを締結することにより、その国との貿易を自由化することで貿易を拡大させ、経済成長を実現することが挙げられる。FTAによって相手国の貿易障壁が削減されることで、輸出が拡大し、輸出の拡大は生産や雇用の拡大をもたらすことから経済成長が実現する。一方、FTAは自国の貿易障壁を削減することで、輸入も拡大する。輸入の拡大は国内の構造改革を推進することから、経済が活性化し、経済成長を実現する。また、輸入の拡大は消費者に利益をもたらす。輸入の拡大は生産や雇用の縮小をもたらすことで被害が発生する可能性があるが、雇用機会を失った労働者への補償や支援を適正に行うことができれば、それらの労働者がより生産的な仕事に就くことを可能にすることから、経済成長を促進することができる。また、輸入の拡大は輸入品と競合する国産品を生産する企業に対して競争圧力を強化することから、国産品生産企業は生産効率の向上や新製品の開発などで対応する。その結果として経済成長が促進される。但し、輸入拡大により雇用機会の縮小を余儀なくされる労働者や生産縮小を迫られる企業はFTAに反対する可能性が高いことから、FTA締結の障害になる。

経済的動機だけではなく国際関係との関連が強い動機として、FTAの締結により世界で拡大する保護主義を抑制し、世界の貿易制度の自由化に貢献することがある。実際、90年代初めにFTAが急増した背景には、当時行われていたGATTの下での多角的貿易自由化交渉であるウルグアイ・ラウンドが暗礁に乗り上げていたという状況があった。そのような状況において、貿易自由化を志向した国々はFTAを締結したのである。同様に、近年におけるFTAの増加の背景には、WTOでの多角的貿易交渉であるドーハ・ラウンドが行き詰まっているという状況がある。但し、特定の国々との間で締結されるFTAは、ドーハ・ラウンドのようなWTOでの多国間での貿易自由化への関心を低下させることから、世界の貿易制度の自由化を阻害するという見方もある。

FTA締結の政治的動機としては、特定の国との国際関係の安定化、外国の政権への支援、敵対国の排除などがある。特定の国との国際関係の安定化を動機としたFTA締結としては、かつては敵対国であったが、戦争や紛争による被害が多大であったことから、そのような事態の再発を回避するためにFTAを締結するようなケースが挙げられる。第二次大戦後における西欧諸国による欧州経済共同体（EEC）が代表的な例である。自国が支持する外国の政権を支援する目的でFTAを締結するケースもある。米国は最初のFTAをイスラエルと締結したが、その背景には米国の中東政策で重要な位置にあるイスラエルを支援す

る意図があったことは明らかであろう。また、米国は1994年に北米自由貿易協定（NAFTA）によってメキシコとFTAを締結するが、一つの重要な理由として、メキシコの親米政権への支援があった。

一方、敵対国を排除する、あるいは敵対国に対抗する目的で構築・構想されたFTAの例もいくつか挙げることができる。EECはソ連を中心とした共産主義からの脅威に対抗することが主な目的であった。近年では、米国が中心となって2010年に交渉が開始された環太平洋パートナーシップ（TPP）は中国を包囲することを重要な目的としていたと言われていたが、2017年に就任したトランプ大統領によって主に貿易問題の理由から米国はTPPから離脱してしまった。一方、東アジア諸国で構成されているRCEPについては、中国は米国を排除した地域経済圏構築の手段と見做しているようである。中国のCPTPPへの加盟申請について上述したが、その背景には、米国が離脱したCPTPPに加盟することでアジア太平洋地域における地域統合の動きの中で影響力を拡大させる狙いがあると言われている。

経済的動機と政治的動機との両方の要素を含んだ「動機」として、他国の政策への対応を目的としたFTA締結がある。経済的には、FTAは加盟国を優遇するのに対して非加盟国を差別する取り決めであることから、非加盟国はFTA締結によって余儀なくされた不利な状況を克服するために新たなFTAを締結するか、あるいは既存のFTAへの参加を検討する。一方、政治的あるいは国際関係に関する対応のケースとして、敵対国を排除する動機によってFTAが締結された場合において、敵対国がFTA締結に対抗する場合が挙げられる。東アジアでのFTA構想の出現がTPP構想の引き金となる一方、TPP交渉の開始がRCEP交渉の開始を促すという形で両FTAの間には対抗関係があったことは明らかである。このような競合関係によって触発されるようなFTA締結の動きは「競合する地域主義 Competitive Regionalism」と呼ばれている¹。

4. FTA 締結の経済的および政治的決定要因

FTA締結の動機の検討を踏まえて、FTA締結の決定要因に関する定量的手法を用いた先行研究を経済的要因と政治的要因に関する研究に分け、それぞれについて、代表的と思われる研究を紹介する。

FTA締結の決定において経済的要因を分析した論文はあまり多くないが、代表的な研究としてBaier and Bergstrand（2004）が挙げられる。同研究は、1996年時点において発効していた54カ国が関係する1431のFTAを対象としてFTA締結の決定要因を検証した。分析結果としては、二国間の距離が近い、二国が他の世界諸国から地理的に離れている、二国の経済規模の平均が大きい、二国における資本・労働比率の差が大きい、といった関係にある二国間でFTAが締結される可能性が高いことが示されている。貿易を行うにあたっては財を輸送する費用がかかることが、近距離にある国々の間で貿易を拡大させる誘因となる。二国間の距離が近いことが、それらの国々の間でFTA締結の可能性を高めることを示している。また、二国の経済規模が大きいことや二国間で資本・労働比率に大きな差があることは、二国にとっては貿易を行うことによって大きな利益を獲得する可能性が高いことから、FTA締結の可能性が高いことを示している。これらの分析結果は、FTA締結の決定要因に関して、経済理論から導き出される関係によって説明できることを示唆している。

政治的要因に関する分析では二つの研究を取り上げる。一つは Mansfield, Milner, and Rosendorf (2002) で、政治体制と FTA 締結の関係を分析したものである。1951 年から 92 年にかけて締結された FTA を対象とした分析から、権威主義体制の国と比べて民主主義体制を採用する国は FTA を締結する確率が高いことが示されている。権威主義体制の国同士の場合と比べて民主主義体制の国は FTA を締結する確率が 2 倍高く、民主主義体制の国同士であれば 4 倍高い。民主主義体制の国で FTA 締結の確率が高い理由としては、国民は政府によるレントシーキング行動を厳しい目でみており、政権を決める国民による選挙では、権威主義体制と比べて民主主義体制において国民の意思が強く反映されることから、民主主義体制の下での政府はレントシーキング活動を抑制する FTA を締結する確率が高くなると説明する。また、同盟関係にある国同士の間で、FTA を締結する確率が高いことも示されている。

Martin, Mayer, and Thoenig (2012) は戦争と FTA 締結の関係を分析した。1816 年から 2001 年の間において発生した戦争と 1950 年から 2000 年にかけての FTA および貿易に関するデータを用いた彼らの分析から、50 年前以前に戦争で争った国同士の間で FTA 締結の確率が高いことが示された。その理由としては、戦争により大きな被害を経験していることから、そのような被害を回避するために緊密な関係を構築することが重要であり、その手段として FTA を締結すると説明している。一方、過去 20 年以内において戦争状態にあった国同士では FTA 締結の可能性は低いことも示している。

5. FTA 締結の経済的および政治的効果

FTA 締結の経済的動機としては、加盟国間の貿易障壁の撤廃による貿易の拡大、そして貿易の拡大による経済成長の実現が挙げられる。このような FTA の経済的動機あるいは目的は実現しているのだろうか。FTA の経済的影響を分析する手法として、事前および事後分析がある²。事前分析は FTA が形成される以前において、FTA の形成による効果に関して経済モデルを用いたシミュレーションによって分析する手法である。多くの場合、経済全体を対象とした経済モデルである計算可能な一般均衡 (Computable General Equilibrium: CGE) モデルが使われる。一方、事後分析は、FTA 形成後に貿易への影響を実際のデータを用いて分析する手法である。多くの場合、二つの物体間の引力は、二つの物体の質量に比例するのに対して、二つの物体間の距離に反比例するという物理学で有名なニュートンの万有引力の法則を応用した重力モデル (Gravity model) を用いて分析を行う。具体的には、FTA 加盟国間の貿易額を決定する要因として二国の経済規模と二国間の距離および FTA の効果について計量経済学的手法を用いて分析する。分析では、FTA 加盟国間における貿易拡大の有無を検証する。

Petri and Plummer (2020) による RCEP の経済的効果について CGE モデルを用いて行った事前分析では、RCEP は加盟国間の貿易を拡大させると共に、加盟国の国民所得を引き上げる効果が確認された。一方、加盟国と非加盟国との貿易に関しては、拡大する場合もあれば縮小する場合もあり、その変化は一様ではなかったが、非加盟国の国民所得への影響については多くの場合負であった。Baier and Bergstrand (2007) は、FTA の事後分析を行った。具体的には、96 カ国によって形成された FTA の貿易への影響について、1960 年、70 年、80 年、90 年、2000 年のデータを用いて、重力モデルを適用し、統計的分析を行った。

彼らの分析では、FTA は FTA 加盟国間の貿易を 10 年間で 2 倍に拡大させる効果を持ったことが示された³。これらの事前のおよび事後的分析の結果では、予想されたように、FTA が FTA 加盟国間の貿易を拡大し、経済成長を推進する効果が認められた。

FTA 締結の政治的動機としては、FTA 相手国との国際関係の緊密化が挙げられる。国際関係の緊密度を数量化することは難しいことが主な理由だと思われるが、FTA 締結の国際関係の緊密度への影響に関する数量分析は見つけることができなかった。そこでここでは、FTA 締結の政治的要因での分析で着目された政治体制を対象とした分析を紹介する。Liu and Ornelas (2014) は国々にとって FTA への参加は民主主義体制を持続させるのか、あるいは短縮させるのかという問題を数量的に分析した。彼らの研究では、FTA は FTA 相手国の輸出業者に自国市場への自由な参入を許可することから、国内生産者に対して輸入価格のつり上げを目的とするロビー活動を行うインセンティブを喪失させる。その結果、輸入保護によるレントを基盤として民主主義体制の転覆を図る専制政治を志向するグループに対してロビー活動を行うインセンティブを与えない。したがって、FTA は民主主義体制を持続させるという仮説を立てて、その現実妥当性を計量経済学的手法を用いて検証した。民主主義の程度を表す民主主義度指標を用いて、FTA の民主主義度指標への影響について 116 カ国を対象に 1960 年から 2007 年までのデータを分析した結果、FTA は民主主義体制を持続させる効果を持つことが認められた。また、民主主義体制の歴史が長い国は、民主主義体制を持続させる可能性が高いこと、周りに民主主義体制の国が多い状況において、民主主義体制が持続する可能性が高いことも示された。

6. FTA と経済安全保障：FTA 加盟国・非加盟国との関係

FTA を経済安全保障との関連で考えると、経済的手段である FTA を用いて国家の安全保障を実現する、あるいは維持することの可能性についての問題に帰結するように思われる。国家の安全保障の実現とは、具体的には、重要な資源やエネルギーの確保、先端技術や個人情報等の海外への流出防止などが挙げられるが、本節では FTA を FTA 相手国との経済関係の拡大あるいは緊密化をもたらす手段として捉え、FTA の国家安全保障への影響を考察する。次節では、上述したような個別テーマと FTA の関係を日本のケースを取り上げることで、分析する。

FTA は FTA 加盟国間の貿易拡大を通して加盟国の経済成長を促す。したがって、安全保障上利害が共通する国々と FTA を締結するならば、経済成長の実現によって敵対国との対比で国際交渉力が増大し、国家安全保障の実現・維持に貢献する。FTA の政治的影響に関しては、安全保障上の利害が共通する国々と FTA を締結することで、関係の緊密化が推進され、敵対国との関係で国際交渉力は増大する。また、過去において敵対的な関係にあった国々の間で和解が成立し、過去の対立による大きな被害を回避するための一つの手段として FTA が締結されたならば、FTA は FTA 加盟国間の安定的・協調的な関係の構築および強化に貢献し、敵対国との関係で、国際交渉力の増大を可能にする。

FTA による加盟国の経済成長への貢献に関しては、統計を用いた実証分析で確認されているが、FTA 加盟国間の国際関係の緊密化については、検証に必要な情報を数値化することが難しいこともあり、実証分析はあまり行われていない。国際関係の緊密度について、国連での投票行動を指標化することなどで捉えることも可能であり、今後の研究が期待さ

れる。但し、国際関係の緊密度に関する数量分析ができたとしても、最も重要な問題である、敵対国との関係における自国の国際交渉力の数値化の問題が残る。この点については、研究の進展が望まれる。

ここまでは、共通な利害を有する国同士での FTA の形成による、敵対国との関係における国際交渉力への影響という枠組みで FTA と経済安全保障を考えてきたが、現実には、敵対国が含まれるような FTA が形成されるようになって来ている。このような新たな状況において、FTA と経済安全保障をどのように考えたらよいのであろうか。経済的視点で考えると、敵対国が FTA に参加したことによって、それまでの不公正取引慣行が是正されれば、安全保障上の問題が軽減されたと判断することができるであろう。例えば、中国と RCEP との関係で言えば、不公正取引慣行の是正の指標として強制的技術移転の削減・撤廃などが目安となり得る。

敵対国と FTA を締結することで、政治的視点では、どのような影響が考えられるのであろうか。楽観的な見方としては、FTA により経済関係が拡大し、不公正取引慣行の是正等を通じて、信頼関係が醸成され、安全保障上の脅威も削減されるということであろうか。実際、このようなシナリオが実現することを期待して、中国の WTO 加盟が承認されたのである。しかし、その後の中国の行動を観察するならば、描かれたシナリオが楽観的過ぎたということは明白である。このような失敗を繰り返さないために、中国の CPTPP 加盟交渉においては、中国による不公正取引慣行の是正を加盟条件とすべきであるという見方が多い。

7. FTA と経済安全保障：日本のケース

2021 年 9 月に発足した岸田政権は経済安全保障に強い関心を持ち、経済安全保障担当の大臣ポストと共に閣僚が参加する経済安全保障推進会議を設立した。同年 11 月に開催された第 1 回の経済安全保障推進会議では、経済安全保障を強化するために取り組むべき分野として重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化、基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、官民による重要技術の育成・支援、特許非公開化による機微な発明の流出防止の 4 分野が挙げられた。同政権はこれらの内容を含んだ経済安全保障推進法案を 2022 年の通常国会に提出すべく、「経済安全保障法制に関する有識者会議」を立ち上げ、議論を進めている⁴。本節では、岸田政権が設定した日本の経済安全保障において強化する分野での具体的な目的について、FTA で対応が可能かどうかを検討する。

サプライチェーンの強靱化を目指す背景には、グローバル化の進展を背景に供給網が多様化したことにより、各国で供給ショックに対する脆弱性が増大したことと国民の生命や生活および経済上重要な物資を他国に依存した場合に、他国由来の供給不足が我が国に重大な影響を及ぼすという認識がある。前者の例としては、新型コロナ禍において医療関連物資や自動車部品・電子部品等の供給が不足したこと、後者の例としては、手術時の感染予防に使用される抗菌薬のセファゾリン注射剤製造のための原料の中国一国への依存などが挙げられる。サプライチェーンの強靱化を実現するには、輸出国による輸出規制を回避することが重要である。

輸出規制に関しては、WTO での規定と FTA における規定がある⁵。WTO 規定では、輸出規制を以下のように目的別に分類することができる。①財政収入を得るための輸出関税：

国内の徴税機能が不十分な途上国における財源として輸出規制（輸出税）を実施することがある。②国内産業保護のための輸出制限・輸出関税：輸出規制が資源等の中間投入物に対して行われる場合、それが自国産業の競争力を維持する機能を果たす可能性がある。例えば、ある稀少資源物質について輸出を規制し、国内の自国産業に優先的に割当てを行うことにより、結果として自国産業の競争力を保持することが可能となる。③国内供給確保のための輸出制限・輸出関税：国内において食料が欠乏している場合において、輸出を制限し国内食料需給を確保するために食料輸出規制を行うことがある。④投資に関連する輸出要求：投資許可の条件として特定措置の履行を要求される（パフォーマンス要求）ことがある。⑤その他（外交手段としての措置、安全保障貿易管理等）外交の手段として時に輸出の規制が行われることがある。例えば、国連安全保障理事会決議を受けた経済制裁措置として、輸出を禁止することがある。また、核兵器などのいわゆる大量破壊兵器の拡散防止等を目的として、安保理決議や国際条約、国際輸出管理枠組みなどに基づき輸出規制が行われる場合もある。

これらの輸出規制措置に関して、GATT・WTOの規定では、以下のようになっている。①財政収入を得るための輸出関税については特段の禁止規定はない。②国内産業保護のための輸出規制については、原則としてGATT第11条で禁止されているが、国内の加工業に対しての不可欠原料の数量確保措置としてGATT第20条の一般的例外として認められている。③国内供給物資不足対処のための輸出規制は、原則としてGATT第11条で禁止されているが、(i)食糧その他不可欠物資の危機的不足の防止・緩和のための一時的な措置（GATT第11条第2項(a)）、(ii)有限天然資源の保存に関する措置などとしてGATT第20条の一般的例外として認められている。④投資に関連する輸出規制措置についてはTRIMs協定第2条第1項で禁止されている。⑤外交手段としての輸出規制措置については原則としてGATT第11条で禁止されているが、GATT第21条で安全保障例外として認められている。

日本の発効しているFTAでは輸出税の禁止が以下のFTA（EPA）で規定されている。日シンガポールEPA（2.16条）、日メキシコEPA（3.1.6条）、日チリEPA（3.1.16条、条件付）、日ブルネイEPA（2.18条、新設のみ）、日スイスEPA（2.16条）、日ペルーEPA（2.1.25条）、日豪EPA（2.1.2.6条）、CPTPP（2.15条、条件付）、日EU・EPA（2.12条）。また、輸出制限については、日メキシコEPA（3.1.7条）、日チリEPA（3.1.18条）、CPTPP（2.10条）、日EU・EPA（2.15条）でGATTの規定の再確認を行っている。注目すべき取り決めとしては、日ブルネイEPAにおいて日本へのエネルギー輸出に関して輸出規制適用時の既存契約への考慮や導入時の書面通報等の義務の規定がある。さらに日インドネシアEPAや日豪EPAにおいてもエネルギー・鉱物資源の輸出入規制に関していくつかの義務を規定している。重要な品目に関するサプライチェーンの強靱化にあたっては、FTAの中で利害を共有する関係各国と相互に融通し合うような取り決めを結ぶことも可能であると思われる。

基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保というのは、エネルギー、医療、金融・保険、交通・運輸などの経済社会において重要な基幹インフラ機能に対する、基幹インフラ事業者の導入する基幹設備等を利用したサイバー攻撃などによる外部からの妨害リスクを未然に防止することを意味する。基幹インフラ事業者が外国企業であるならば、FTAの投資章の対象になるが、実質的には外為法や個別事業法により規制されている。一方、基幹インフラ事業者が使用する設備が輸入品である場合には、FTAでは当該輸入品の安全性を確保す

るために貿易の技術的障害（TBT）に関する取り決め、あるいは WTO での TBT 協定で対応できると思われる。

官民による重要技術の育成・支援の必要性の背景には、産業基盤のデジタル化や高度化が急速に進展し、安全保障に影響を与える技術革新が進む一方、感染症の世界的流行、大規模サイバー攻撃、自然災害等を含めた安全保障上の脅威が増しているという状況がある。官民による重要技術の育成・支援を実現する手段として重要なのは、先端技術開発への政府による積極的な投資や人材育成などの科学技術政策であり、FTA の対象項目ではない。

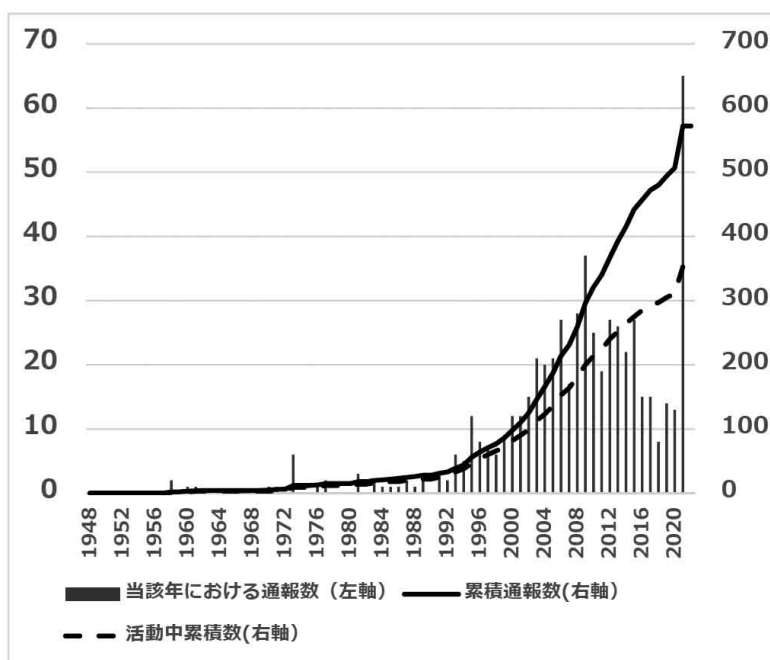
特許非公開化による機微な発明の流出防止については、現在、日本では特許出願された発明は原則として一定期間後に公開されることになっている。一方、諸外国では、機微な発明の特許出願について、出願を非公開とし、特許出願人等による当該発明の取扱いに対して流出防止の措置を講じることで、当該発明が外部からの脅威に利用されるのを未然に防ぐ制度が存在している。このような制度がないのは、G20 諸国の中では、日本、メキシコ及びアルゼンチンのみである。特許は WTO では TRIPS でカバーされているが、特許出願の公開・非公開に関する規定はないとはいえ、FTA では知的財産章で規定があるものもある。CPTPP および RCEP では、特許出願の公開について規定した上で、CPTPP では出願の公開に努める（CPTPP 協定 18.44 条）、RCEP（RCEP 協定 11.44 条）ではその開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならないとなっており、非公開が認められている。以上から、特許出願の非公開については FTA で対応できることが分かる。

8. おわりに

本稿では、FTA と経済安全保障との関係について、安全保障を経済面と政治面に分類し、それぞれ理論および実証の両側面から、先行研究をレビューする形で分析した。経済面での安全保障に関する分析では、FTA は FTA 加盟国の経済成長を促す効果が認められることから、安全保障の実現に貢献することが示された。また、政治面での分析については、経済面での分析と比べて研究の数は少ないが、民主主義国間の FTA は FTA 加盟国における民主主義を持続させる効果を持つことを示した研究があることから、FTA 加盟国の政治的安定に寄与すると解釈できると思われる。経済面での分析と比べて、政治面での分析は数量化が難しいことから、実証分析は多くないが、経済安全保障の政治面・国際関係面での重要性が増していることから、FTA の政治面からの実証分析が期待される。

岸田政権は経済安全保障の重要な分野として、重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化、基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、官民による重要技術の育成・支援、特許非公開化による機微な発明の流出防止の4分野を挙げている。これらのうちサプライチェーンの強靱化、基幹インフラ機能の安全性・信頼性、特許の非公開については、ある程度は FTA で対応できると考えられるが、官民による重要技術の育成・支援への対応は難しい。また、上記3分野、特にサプライチェーンの強靱化と特許の非公開での FTA による対応の可能性はあると述べたが、それでも本格的な対応には、課題に直接的に影響を及ぼすような技術政策、産業政策、外資規制などの経済安全保障政策が必要であろう。但し、経済安全保障政策を構築する場合には、経済安全保障の実現可能性を最大化させるような政策を構築することは当然であるが、経済コストを考慮することも忘れてはならない。

図1 世界の RTA の推移



注：RTA は FTA と関税同盟、GATT・WTO へ通報された数

出所：WTO, RTA database 2022 年 1 月 8 日にアクセス <http://rtais.wto.org/UI/charts.aspx>

表1 日本の RTA : (2022 年 1 月時点)

	相手国・地域	交渉開始年月	調印年月	発効年月
発効済み	シンガポール	2001 年 1 月	2002 年 1 月	2002 年 11 月
	メキシコ	2002 年 11 月	2004 年 9 月	2005 年 3 月
	マレーシア	2004 年 1 月	2005 年 12 月	2006 年 7 月
	チリ	2006 年 2 月	2007 年 3 月	2007 年 9 月
	タイ	2004 年 2 月	2007 年 4 月	2007 年 11 月
	インドネシア	2005 年 7 月	2007 年 8 月	2008 年 7 月
	ブルネイ	2006 年 6 月	2007 年 6 月	2008 年 7 月
	ASEAN	2005 年 4 月	2008 年 4 月	2008 年 12 月
	フィリピン	2004 年 2 月	2006 年 9 月	2008 年 12 月
	スイス	2007 年 5 月	2009 年 2 月	2009 年 9 月
	ベトナム	2007 年 1 月	2008 年 12 月	2009 年 10 月
	インド	2007 年 1 月	2011 年 2 月	2011 年 8 月
	ペルー	2009 年 5 月	2011 年 5 月	2012 年 3 月
	豪州	2007 年 4 月	2014 年 7 月	2015 年 1 月
	モンゴル	2012 年 6 月	2015 年 2 月	2016 年 6 月
	CPTPP	2017 年 5 月	2018 年 3 月	2018 年 12 月
	EU	2013 年 4 月	2018 年 7 月	2019 年 2 月
	RCEP	2013 年 5 月	2020 年 11 月	2022 年 1 月
	イギリス	2020 年 6 月	2020 年 10 月	2021 年 1 月
署名済み	TPP*	2013 年 7 月	2016 年 2 月	

	相手国・地域	交渉開始年月	調印年月	発効年月
交渉中	韓国 **	2003年12月		
	湾岸協力会議 (GCC) ***	2006年9月		
	カナダ ****	2012年11月		
	コロンビア	2012年12月		
	日中韓	2013年3月		
	トルコ	2014年12月		

注：*2010年3月交渉開始、日本の参加2013年7月、2015年10月合意、2017年1月米国離脱

** 韓国とのFTA交渉は2004年11月より中断

***2010年に交渉延期

****2014年に交渉中断

出所：外務省資料

表2 CPTPP, RCEP, WTO の内容の比較

	CPTPP	RCEP	WTO
物品の市場アクセス	●	●	●
原産地規則及び原産地手続	●	●	●
繊維及び繊維製品	●	●	●
税関当局及び貿易円滑	●	●	●
貿易上の救済	●	●	●
衛生植物検疫 (SPS)	●	●	●
貿易の技術的障害 (TBT)	●	●	●
投資	●	●	▲
国境を越えるサービス貿易	●	●	●
金融サービス	●	●	●
ビジネス関係者の一時的な入国	●	●	▲
電気通信	●	●	●
電子商取引	●	●	
政府調達	●	●	▲
競争政策	●	●	
国有企業及び指定独占企業	●		
知的財産	●	●	●
労働	●		
環境	●		
協力および能力開発	●	●	
競争力及びビジネスの円滑	●		
開発	●		
中小企業	●	●	
規制の整合性	●		
透明性および腐敗行為の防止	●		
運用及び制度に関する規定	●	●	
紛争解決	●	●	●

注：●は含まれる。▲は一部含まれている。

出所：TPP および RCEP は協定文

— 注 —

- 1 Solis et al. (2009) を参照。
- 2 浦田・安藤 (2011) を参照。
- 3 Gravity model では、FTA 加盟国が FTA による特惠関税を利用するという仮定に基づいているが、実際にはすべての貿易で特惠関税が使われているわけではない。近年、FTA を利用した貿易額の情報が入手できるようになったことで、FTA の利用度を把握できるようになった。日本の輸入について行った浦田・早川 (2015) によると、FTA 利用が可能な輸入のうち FTA を利用している輸入の割合は 70 - 80% であった。これらの数字は Gravity model 分析を行った場合には、FTA の貿易拡大効果が過小評価される可能性が高いことを示している。
- 4 本節の議論の多くは、経済安全保障法制に関する有識者会議で配布された資料や議論に基づいている。https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/index.html
- 5 以下の議論は経済産業省 (2021) に基づいている。

参考文献

- 浦田秀次郎・安藤光代 (2011) 「自由貿易協定 (FTA) の経済的効果に関する研究」『グローバル化と国際経済戦略』日本評論社、藤田昌久・若杉隆平編著、105-138 ページ
- 浦田秀次郎・早川和伸 (2015) 「日本の輸入における経済連携協定の利用状況」『貿易と関税』8月号、日本関税協会、4 - 18 ページ
- 経済産業省 (2021) 『不公正貿易報告書』https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/honbun.html
- Baier, S.L., and Jeffrey H. Bergstrand. (2004) “Economic determinants of free trade agreements,” *Journal of International Economics* 64 (1), 29- 63
- Baier, S.L., and Jeffrey H. Bergstrand. (2007) “Do Free Trade Agreements Actually Increase Members’ International Trade?” *Journal of International Economics* 71 (1), 72-95.
- Liu X. and E. Ornelas (2014) “Free Trade Agreements and the Consolidation of Democracy” *American Economic Journal: Macroeconomics* 6 (2), 29-70
- Mansfield E.D., H.V. Milner, and B.P. Rosendorff (2002) “Why democracies cooperate more: electoral control and international trade agreements.” *International Organization* 56, 477-513
- Martin, P., T. Mayer and M. Thoenig (2012) “The Geography of Conflicts and Regional Trade Agreements” *American Economic Journal: Macroeconomics*, 4 (4), 1-35
- Petri, P. and M. Plummer (2020) East Asia Decouples from the United States: Trade War, COVID-19, and East Asia’s New Trade Blocs Peterson Institute for International Economics, June, Working Paper 20-9
- Solis, M., B. Stallings, and S. N. Katada eds.(2009), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, Palgrave Macmillan, England, (『アジア太平洋の FTA 競争』岡本次郎訳、浦田秀次郎監訳、勁草書房、2010 年)